

個別同窓会支援金規定

1. 目的

本制度は、有朋会が認定した各個別同窓会が流通科学大学の各団体の後輩に当たる現役生を支援するための費用を補助する制度である。その結果、流通科学大学の各団体が卒業生との親交を深めることはもちろん、その活動範囲において優秀な成績を収め、大学の名声を高めると同時に多くの卒業生を勇気付けることを目的とする。

2. 補助内容

各個別同窓会が1項の目的を達成するために必要な費用を補助するものとする。支援金の範囲は、1会計年度内で上限を3万円とする。飲食代は、その対象とならない。全国大会レベルになった場合は、別途、上限10万円の支援金を支給される場合がある。

3. 貢献度の基準と支援金の額

支給する支援金は、下記の条件に準ずる内容によって支給する。

- (1) 3万円相当の支援金に当たる内容
 - a) そのクラブやサークルが公式戦で勝利するために物品を支援するケース
 - b) そのゼミや文化系団体の活動が地域メディアに取り上げられ、その活動経費を支援するケース

4. 支援金支給条件

- (1) 個別同窓会は、有朋会認定の団体（※1）であること。
- (2) 現役生の活動結果を有朋会事務局に報告すること。申請団体は規定の申請用紙に必要事項を記入の上、有朋会事務局宛に提出する。
- (3) 提出された内容は、卒業生や在校生向けに有朋会が使用することを認めること。

5. 申請方法

申請者は、所定のフォーマットに記入の上、事前に有朋会事務局に申請すること。

- (1) 現役生支援金申請書（様式6）
- (2) 支給額を決定するための根拠が確認できるもの。（出場申込書や新聞記事など）

6. 支援金額の決定方法

支援金は、5 項で提出された現役生支援金申請書と根拠が確認できる書類等を基に執行部で承認し、その内容を幹事会で報告する。

7. 精算方法

申請者は、提出した申請書に基づいて支援を行い、使用後は速やかに必要書類を有朋会事務局に提出すること。

- (1) 支援金を使用した領収書 (提出はコピーも可とします)
- (2) 振込みを希望する場合、振込希望口座確認書 (振込手数料は有朋会の負担とします)

※1 個別同窓会援助制度において、認定されている団体

・2015年2月28日 2. 3. を改訂

以上